

租税条約早見表

フィリピン共和国(条約)

源泉徴収対象所得			条約による区分等	減免手続き等				概要
所161 号数	所得区分等	税率		条項	区分	届出 様式	添付 書類	
二	割引債償還差益 (発行時)	18.378	利子(公社債の割増金11条)	11②	10%	13, 14 又は2	不要	注イロハ
		16.336	政府等、金融機関、年金基金が受益者であるもの及び政府等が保証等した債権に関するもの	11③	免税		A	H28.1.1以後発行の割引債については届出(様式2)
	(償還時)	15.315						
四	組合契約事業 利益の配分	20.42	事業利得(国内PE帰属利得に限る。)	7①	P E所在地国課税			
五	土地等の譲渡	10.21	譲渡収益	13①	減免規定なし			不動産所在地国課税
六	人的役務提供 事業の対価	20.42	事業利得(国内PE帰属利得に帰属しない場合)	7①	免税	6	不要	居住地国課税
			個人(自由職業等)への役務提供対価(暦年中120日以内滞在)	14	免税	6	不要	
			芸人又は運動家の役務提供事業の対価	17②	免税規定なし			役務提供地課税
			政府間合意の文化交流計画に基づくもの	17②	免税	6	要	政府間文化交流証明
七	不動産の使用料	20.42	不動産所得(§6②③)	6①	減免規定なし			不動産所在地国課税
			国際運輸におけるコンテナ等の使用、保管、賃貸	8①	免税	10	不要	国際運輸業所得条項
			上記以外、裸用船、コンテナ等の使用の対価	12②	10%	3	不要	注イロハ
八	利子所得	15.315	利子(§11⑤)	11②	10%	2	不要	注イロハ
			政府等、金融機関、年金基金が受益者であるもの及び政府等が保証等した債権に関するもの	11③	免税	2	A	
九	配当所得	20.24	配当(§10④)	10②	15%	1	不要	注ロ
		15.315	関係会社間配当、議決権株式(10%以上保有)	10② a	10.0%	1	不要	
十	貸付金利子	20.42	債権から生じた所得(§11⑤)	11②	10%	2	不要	注イハ
			政府等、金融機関、年金基金が受益者であるもの及び政府等が保証等した債権に関するもの	11③	免税		A	
十一	使用料	20.42	著作権、工業所有権等の使用料(§12③)	12②	10%	3	不要	注イロハ
			機械、装置、用具等の使用料(国内P Eに帰属しない場合)	12②	10%	3	不要	
			映画フィルム、ラジオ、テレビ放送用フィルム又はテープ	12②	15%	3	不要	
			著作権、工業所有権等の譲渡対価(国内P Eに帰属しない場合)	13④⑥	免税	10	不要	
十二 イ	給与その他の 人的役務の提供 に対する報酬 で国内における 勤務又は役務 提供に基因する もの	20.42	下記以外の給与所得	15①	減免規定なし			役務提供地課税
			短期滞在外者給与(①連続183日以内の滞在、②日本の居住者以外からの支払、③日本P Eが負担しない)	15②	免税	(7)	不要	みなし国内払い以外は届出書提出不要
			日本企業が国際運輸で運用の船舶・航空機で行われる勤務	15③	減免規定なし			法人所在地課税
			内国法人の役員報酬	16	減免規定なし			法人所在地課税
			政府等職員に対し政府等から支払われるもの(事業関連)	19① a	免税	不要		フィリピンのみ課税(所)
			上記のうち、①日本国民、②専ら当該役務提供の為に居住者となったものでない者	19① b	減免規定なし			日本のみ課税(所令24)
			教授(国内に2年超えない期間の滞在、教授、教員又は研究者)	20	免税	8	不要	私的研究は課税
			留学生					
			生計教育勉強給付で日本国外又は非課税団体からの支払	21① a	免税	(8)	在学	
			勤務にかかる報酬、暦年1500米ドル5年以内	21①	免税	8	在学	
			事業修習者					
			生計教育勉強給付で日本国外からの支払	21①	免税	(8)	修学	
			勤務にかかる報酬暦年1500米ドル3年以内	21①	免税	8	修学	
①日本滞在1年②送金と国内受領合計4000米ドル以内	21①	免税	8	修学				
政府主催計画に参加して訓練研究勉強を行う者①日本滞在1年②送金と国内受領合計4000米ドル以内	21③	免税	8	要	*政府間文化交流証明			
自由職業者所得(国内P Eに帰属せず連続12月中183日以上)	15①	免税	7	不要	居住地国課税			
芸人又は運動家の人的役務の報酬	17①	減免規定なし			役務提供地課税			
政府間合意の文化交流計画に基づくもの	16①	免税	7	要	政府間文化交流証明			
十二 ロ	公的年金等	20.42	下記以外のもの	18	免税	9	不要	居住地国のみ課税
			日本政府又は地方公共団体に提供した役務につき政府等又は政府等が拠出した基金から支払われるもの(公務員共済年金等)	19② a	減免規定なし			日本のみ課税
			フィリピンの居住者かつ国民である場合	19② b	免税	9	不要	フィリピンのみ課税
十二 ハ	退職所得	20.42	規定なし	給与等に準じる				給与所得条項適用
十三	事業の広告宣伝のための賞金	20.42	その他所得	22①	免税	10	不要	注ロ
十四	生命保険契約等に基づく年金等	20.42	保険年金	18	免税	9	不要	居住地国課税
十六	匿名組合契約に基づく利益の配分	20.42	その他所得	22①	免税	10	不要	注ロ

配当・利子の租税を免除する租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等の居住者であることを相手国等の権限

添付書類	A	い ず れ か	ある当局が証明した書類⇒実務では、各届出書の「8権限ある当局の証明」欄に条約相手国等の権限ある当局が証明（実特法省令2⑤）
			①租税の免除を定める要件を満たすことを明らかにする書類（外国語で作成の場合その翻訳文を含む。） ②居住者証明書（実特法省令2⑥）
			非居住者等が源泉徴収義務者に居住者証明書（提示前1カ月以内に作成されたもの）を提示し氏名・住所等の確認を受けた場合には、添付を省略できる。この場合、源泉徴収義務者は、提示された居住者証明書の写しを提示日以後5年間保存する必要がある。（実特法省令9の10②）
注意事項	イ ロ ハ ニ		債務者主義 支払者（債務者）の居住地国が源泉地国とされる。（PE帰属所得は除く。）
			恒久的施設（PE）に帰属する場合は、事業利得条項 § 7が適用され免税とはならない。
			独立企業間価格を超過する所得の場合、その超過額はその所得の条項は適用せず5%の限度税率とする。